

－令和4年度（2022年度）－

北海道原子力防災総合訓練

主 催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、二セコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

目 的

- 万一の場合に防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関との連携や関係者の防災技術の向上を図る。
- 住民の皆さまの防災意識を高め、防災対策に関する理解促進を図る。

実施日時

令和4年10月31日（月） 9時00分～15時00分（予定）

※新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、訓練項目の変更・中止をする場合があります。

訓練項目

- 災害対策本部等設置運営訓練 道及び各町村に災害対策本部等を設置
 - オフサイトセンター（OFC）運営訓練 . . . 関係機関からの要員による OFC の運営
 - 住民避難訓練 避難所等への住民避難や屋内退避
 - 広報訓練 広報車等による広報
 - 緊急時通信連絡訓練 関係機関等との通信連絡
 - 緊急時環境放射線モニタリング訓練 . . . 環境放射線の測定、環境試料の分析
 - 原子力災害医療活動訓練 避難退域時検査や簡易除染の実施 など
- ※新型コロナウイルス感染防止対策等を講じた上で実施します。



広報訓練
(広報車による広報)



住民避難訓練
(バスによる避難)



原子力災害医療活動訓練
(避難退域時検査)

※掲載している写真は、過去に実施した訓練風景です。

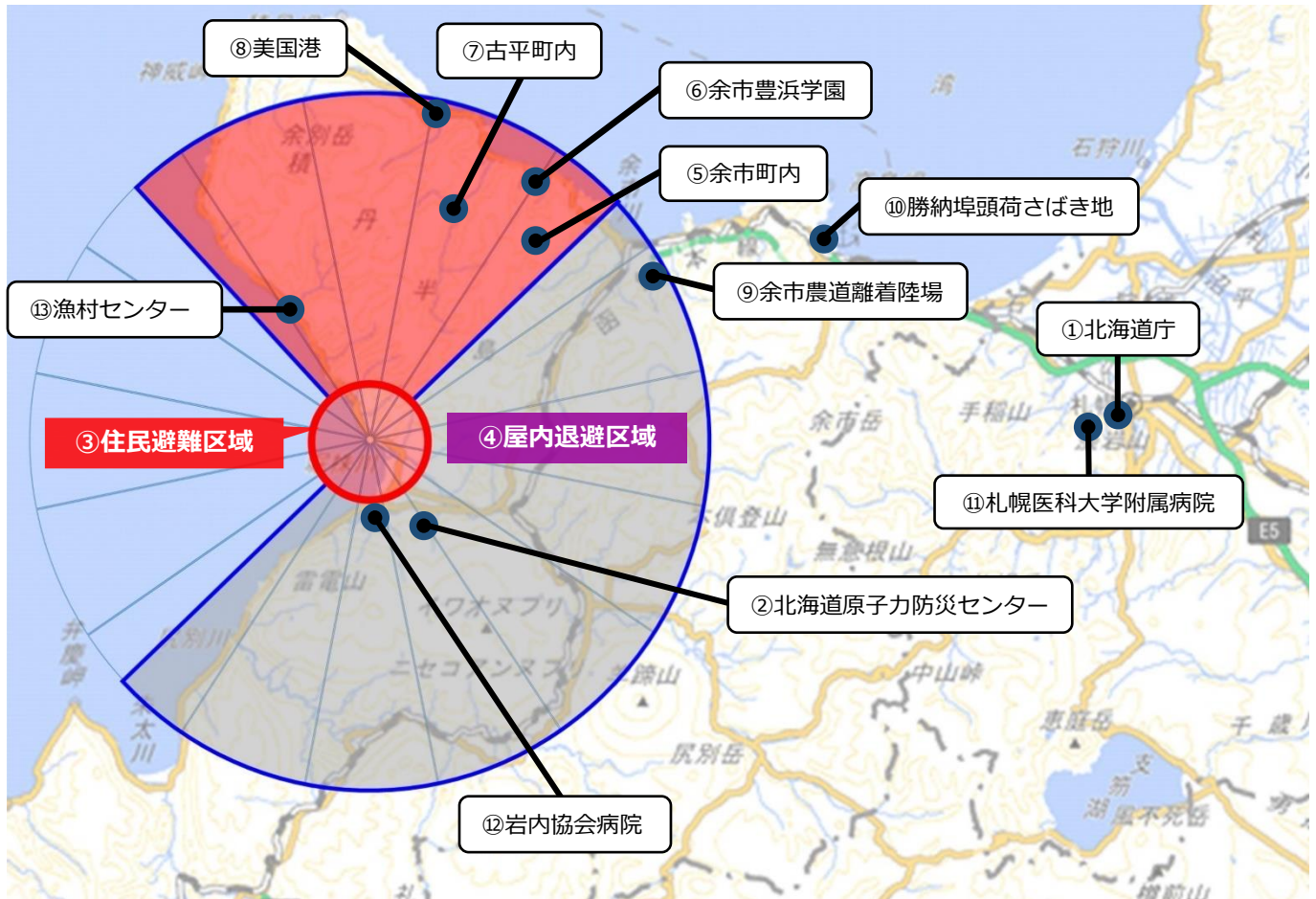
お 願 い

訓練当日である10月31日（月）は、**防災行政無線や広報車などを使って広報訓練**を行うほか、**各町村から、お持ちの携帯電話に緊急速報メールが配信**される場合があります。また、大型バス、自衛隊車両などが多数訓練走行いたしますので、あらかじめご了承くださいとともに、ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課 (011-204-5011) 後志総合振興局地域創生部地域政策課 (0136-23-1310)

主な訓練実施場所



- | | |
|---------------------------|--|
| ・道災害対策本部等設置運営訓練 | ①北海道庁（札幌市中央区北3条西6丁目） |
| ・OFC運営訓練/緊急時環境放射線モニタリング訓練 | ②北海道原子力防災センター（共和町南幌似141-1） |
| ・住民避難訓練 | ③泊村、共和町、神恵内村、積丹町、古平町、余市町 |
| ・屋内退避訓練 | ④岩内町、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、仁木町、赤井川村
（訓練内容は各町村にお問い合わせください。） |
| ・バス集合場所開設・運営、外国人対応訓練 | ⑤余市町内 |
| ・孤立地区等避難訓練 | ⑥余市豊浜学園（自衛隊車両による避難）（余市郡余市町豊浜町293）
⑦古平町内（自衛隊ヘリによる救助） |
| ・避難退域時検査訓練 | ⑧美国港（積丹町美国町船溜1546-1）
⑨余市農道離着陸場（余市町登町742番地9）
⑩勝納埠頭荷さばき地（小樽市築港6） |
| ・被ばく傷病者搬送訓練 | ⑪札幌医科大学附属病院（札幌市中央区南1条西16丁目291）
⑫岩内協会病院（岩内町字高台209-2） |
| ・発電機による電源供給訓練 | ⑬漁村センター（神恵内村65-1） |

※ 訓練内容等は、変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】

北海道	総務部危機対策局原子力安全対策課	(011-204-5011)		
	後志総合振興局地域創生部地域政策課	(0136-23-1310)		
泊村	企画振興課	(0135-75-2877)	共和町	企画振興課 (0135-73-2011)
岩内町	危機管理課	(0135-62-1011)	神恵内村	総務課 (0135-76-5011)
寿都町	総務財政課	(0136-62-2511)	蘭越町	総務課 (0136-55-7534)
ニセコ町	総務課	(0136-44-2121)	倶知安町	総務課 (0136-56-8000)
積丹町	総務課	(0135-44-2112)	古平町	総務課 (0135-42-2181)
仁木町	企画課	(0135-32-3953)	余市町	地域協働推進課 (0135-21-2142)
赤井川村	総務課	(0135-34-6211)		

原子力災害に備えた

屋内退避マニュアル

北海道と関係 13 町村では、10 月 31 日(月)に「北海道原子力防災総合訓練」を実施します。関係 13 町村では、「広報訓練」において、UPZ^{*}内にお住まいの住民の皆様は「屋内退避」の準備要請や実施の指示をお知らせします。

このマニュアルは、訓練当日の流れと、原子力災害が発生した際にUPZ内にお住まいの住民の皆様に行っていただく「屋内退避」のポイントをまとめたものです。

事前に、このマニュアルをお読みいただくとともに、訓練当日は、「屋内退避チェックリスト[手順]」(4 頁参照)を確認しながら「屋内退避」の訓練の実施をお願いいたします。

また、災害時に備えて、日頃から飲料水や保存の効く食料などを3日分(できれば1週間程度)備蓄しておきましょう。

※UPZの内容については2ページをご覧ください。

1 訓練の概要

(1) 日 時 令和4年(2022年)10月31日(月) 午前9時から

(2) 対象者 UPZ内にお住まいの住民の皆様

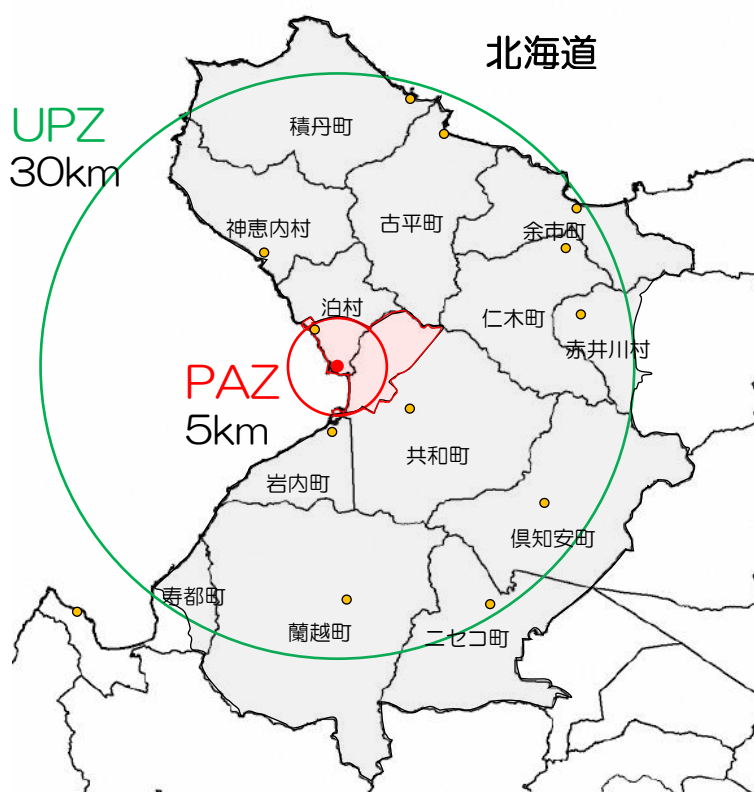
(3) 訓練内容

時間	町村役場からの情報 * 防災行政無線などでお知らせします	参加者の皆様の行動
9:00	訓練開始	
	「屋内退避」準備要請 (※訓練開始時には要請済です。)	・ 屋内退避に備え、家の中に入る。 (家族や近所の方などに声かけ)
9:40 頃	「屋内退避」実施指示	・ 「屋内退避チェックリスト[手順]」(4 ページ参照)により、屋内退避の手順を確認する。 ・ この時点で、屋内退避の訓練は終了となります。
11:00 頃	「一時移転」実施指示 * 対象町村：泊村、神恵内村、積丹町、 古平町、余市町	・ 一時移転対象区域内にお住まいの方は、自家用車又はバス集合場所に集合し、バスで避難先へ向かいます。 ・ 移動の途中で避難退域時検査や、一時滞在場所での受付などを体験していただきます。
15:00 頃	訓練終了	

2 原子力災害が発生した場合の対応

(1) 原子力発電所からの距離と対応（防護措置）

区域区分	区域の範囲	対応（防護措置）
PAZ 《発電所からおおむね5km圏》	○泊村の一部 ○共和町の一部	・放射性物質の放出前から予防的に避難を行います。
UPZ 《発電所からおおむね5～30km圏》	○泊村（PAZを除く） ○共和町（PAZを除く） ○岩内町 ○神恵内村 ○寿都町の一部 ○蘭越町 ○ニセコ町 ○倶知安町 ○積丹町 ○古平町 ○仁木町 ○余市町 ○赤井川村の一部	・放射性物質の放出に備え、まずは「 <u>屋内退避</u> 」を行います。 ・その後、放射性物質が放出された場合で、空間放射線量率を測定して基準値を超えた区域については、避難や一時移転を行います。



＜発電所からおおむね5km圏＞
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）
 ⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

＜発電所からおおむね5～30km圏＞
UPZ（緊急防護措置を準備する区域）
 ⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

3 まずは「屋内退避」

(1) 屋内退避とは

自宅などの屋内に入り、外気が入るのを防いで、呼吸等で放射性物質が体内に入ることを抑えるとともに、屋外の放射性物質からの放射線を屋根や壁等で遮ることにより被ばくを少なくすることができる、最も基本的かつ重要な行動です。

区分	遮へい効果(外部被ばくの防止)	密閉効果[気密性](内部被ばくの防止)
木造家屋への退避	<ul style="list-style-type: none"> 放射性プルームからのガンマ線等の影響に対して10%低減 地表に沈着した放射性物質からのガンマ線等の影響に対して60%低減 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性プルーム中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対して75%低減
石造りの建物への退避	<ul style="list-style-type: none"> 放射性プルームからのガンマ線等の影響に対して40%低減 地表に沈着した放射性物質からのガンマ線等の影響に対して80%低減 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性プルーム中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対して95%低減

*コンクリート構造物は、石造りの建物よりもさらに高い効果が期待できます。

(出典：原子力規制委員会「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」)

(2) 屋内退避の重要性

慌てて自家用車などで一斉に避難すると、交通渋滞などが発生し、かえって放射線による健康被害のリスクが高まる可能性があります。このため、UPZにお住まいの住民の皆様には直ちに避難するのではなく、まずは自宅などの屋内へ退避してください。

また、屋内に退避することによって、防災行政無線や広報車などによる町村役場からの災害の状況や指示など、正確な情報を入手することで、次の行動に備えることができます。(※TV・ラジオの緊急放送、緊急速報メールによる災害情報にも注意してください。)

(3) 屋内退避のポイント 《※内閣府作成「屋内退避に係る広報チラシ」(6ページを参照)》

町村役場では、原子力発電所の事故の状況を踏まえ、あらかじめ屋内退避の準備要請を行うとともに、放射性物質が放出される前に屋内退避を指示しますので、慌てず建物の中に入ってください。

屋内退避の解除や避難の指示があるまで、屋内退避を継続してください。

(4) 避難等の指示あった場合 《※UPZ内にお住まいの住民の皆様への対応》

原子力発電所の事故が悪化し、放射性物質が放出された場合は、緊急に実施されるモニタリング結果により、空間放射線量率が基準値を超えた区域を特定し、その区域の住民の皆様に対して、町村役場から避難や一時移転を指示します。(※指示された区域以外の住民の皆様は屋内退避を継続してください。)

避難する際は、放射性物質の肌への付着や呼吸による体内への取り込みを防ぐため、長袖、長ズボン、マスク、外衣などを着用して避難してください。

また、感染症対策用品も忘れずに準備しましょう。

4 屋内退避チェックリスト[手順]

訓練日(10/31)に、町村役場から「屋内退避」の準備要請があった時は、次の事項を確認しながら、屋内退避の準備を行ってください。

- 町村役場の防災行政無線や広報車などで正確な情報を入手する。
- 慌てず落ち着いて、まずは建物の中に入る。(家族の居場所確認。)
- 屋内に入ったら、顔や手を洗い、うがいをする。
- 外気が入らないよう、ドアや窓を閉める。(窓の隙間確認。)
- 換気扇など、外気を取り込む設備を止める。
- 食品はフタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- 避難に備え、非常持ち出し品の確認又は準備をする。
(感染症対策用品を含む。)

※「屋内退避の実施指示」があった場合は、新型コロナウイルス等、感染症流行時においても、換気を行わないことが原則となります。

5 参考 原子力防災に関する動画について

北海道では、このマニュアルの他に、原子力災害時の対応をとりまとめた動画をYouTubeで公開しておりますので、次のリンクからご覧ください。

動画リンク (日本語版) : https://youtu.be/18V_DTVIjfw

日本語版



英語版



動画リンク (英語版) : <https://youtu.be/xL8A87DGmIQ>

6 (参考) 環境モニタリング結果について

泊発電所の周辺地域では、平常時より泊発電所の運転による環境への影響について、監視や調査を行う、環境モニタリングを行っています。

環境モニタリングの測定データは、リアルタイムで更新しており、次の北海道のホームページからご覧いただけます。

○環境放射線測定データ

<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>



7 問い合わせ先

○北海道 総務部危機対策局原子力安全対策課 (011-204-5011)

後志総合振興局地域創生部地域政策課 (0136-23-1310)

○泊村 企画振興課 (0135-75-2877)

○共和町 企画振興課 (0135-73-2011)

○岩内町 危機管理課 (0135-62-1011)

○神恵内村 総務課 (0135-76-5011)

○寿都町 総務財政課 (0136-62-2511)

○蘭越町 総務課 (0136-55-7534)

○ニセコ町 総務課 (0136-44-2121)

○倶知安町 総務課 (0136-56-8000)

○積丹町 総務課 (0135-44-2112)

○古平町 企画課 (0135-42-2181)

○仁木町 企画課 (0135-32-3953)

○余市町 地域協働推進課 (0135-21-2142)

○赤井川村 総務課 (0135-34-6211)

※内閣府作成「屋内退避に係る広報チラシ」

屋内退避が安全への第1歩!!

緊急事態発生!!



原子力発電所



原子力発電所から5Km以内の地域に住んでいる方は、予防的に避難することになります。

屋内退避することで、建物の気密性と遮へい効果により、放射線による影響を回避したり、低減させることができます。



花子ちゃん、大丈夫よ。

こわいよー

屋内退避時のポイント“落ち着いた対応が大切!!”

万一、原子力発電所で事故が発生した場合、屋外で行動していると、かえって被ばくの危険が高まるおそれがあるんだよ。

屋内退避することで、被ばくを低減できるんだ。

顔や手を洗い、うがいをしましょう。衣類も着替えましょう。

換気扇は止めましょう。

窓は閉めましょう。

食品にはラップやふたをしましょう。

正確な情報を確認しましょう。

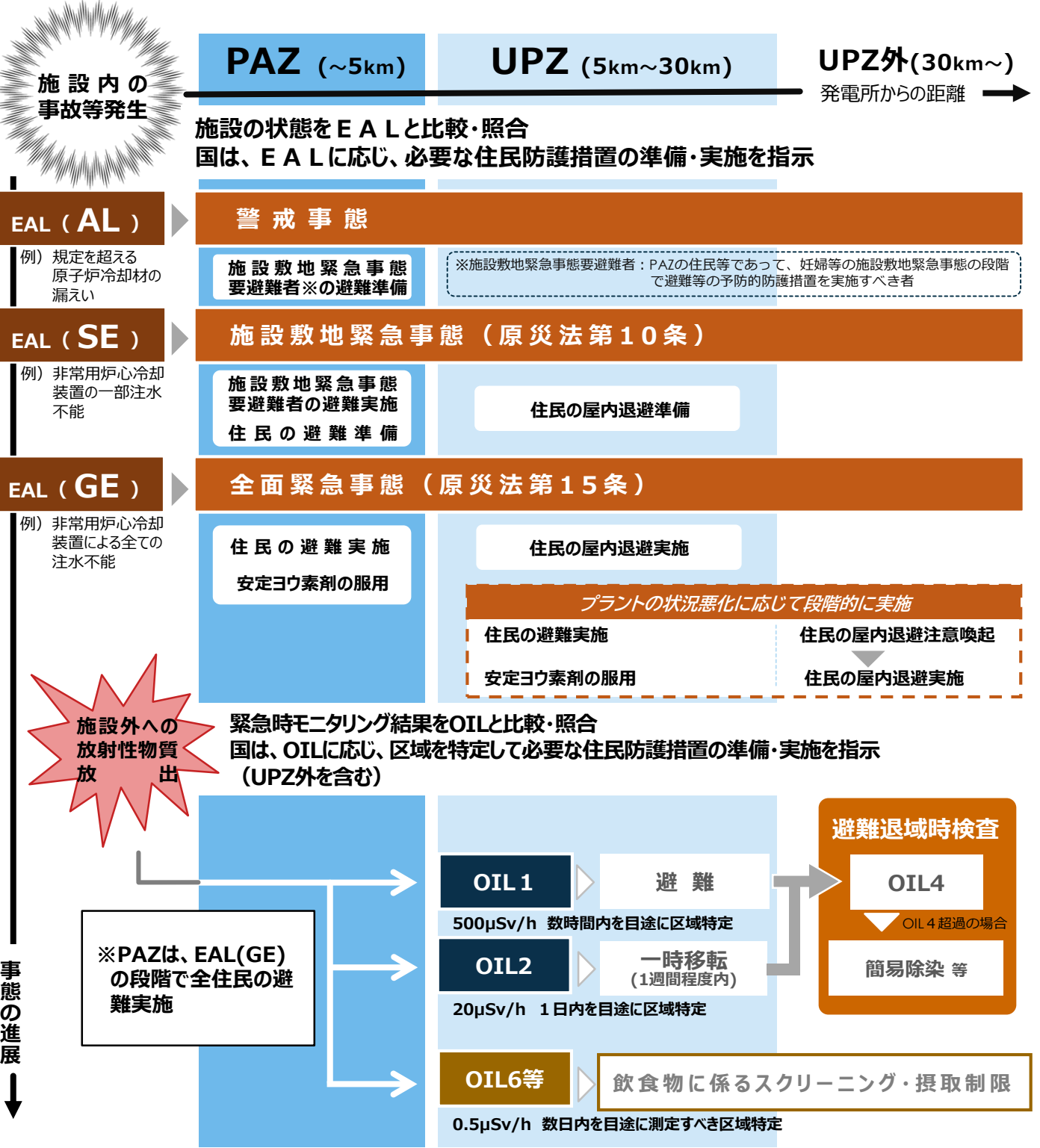
屋内退避は数日間継続することもあるから、日頃から食料や飲料水の備蓄が大切なんだ。

備えあれば憂いなし。日頃の備えが大切なんだよ。

※一般的なエアコンは外気を取り入れないので、屋内退避中でも使用できます。

内閣府原子力防災担当 https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/

参考：緊急時における防護措置の概要



EAL (Emergency Action Level)

発電所のプラント状態等に基づく緊急事態判断基準

- 緊急事態の初期対応段階を3つに区分
- 各区分に応じた防護措置を実施

※(AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

OIL (Operational Intervention Level)

放射線量率等の実測値に基づく防護措置実施基準

- 空間放射線量率等の実測値を実施基準に照らし、区域を特定して防護措置を実施

- 用語解説**
- 避難** 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施
- 一時移転** 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度）のうちに当該地域から離れるため実施
- 避難退域時検査** 避難等される方の放射性物質の付着状況を検査し、避難所等への移動に問題がないことを確認するため実施

その先の、道へ。
北海道

